

本校における新型コロナウイルス感染症対策について

令和2年5月29日
城陽市立東城陽中学校

学校再開にあたり、生徒及び教職員の感染リスクを可能な限り低減することをめあてに、文部科学省（「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」～「学校の新しい生活様式」～2020.5.22 Ver.1）に基づき、学校の衛生管理の観点から、本校における「新型コロナウイルス感染症対策」として対応マニュアルを作成しました。手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密」を徹底的に避けるために、身体的距離の確保といった「新しい生活様式」の徹底を図りながら教育活動を再開します。今後とも国内外の感染状況を見据えるとともに、新たな情報や知見が得られた場合には 随時見直しを行うこととします。

1. 生徒への指導

学校生活における一番の感染リスクは、休み時間や登下校など教職員の目が届かない所での生徒の行動です。学校生活を始めるに当たり、まずは、生徒自身が本感染症を正しく理解し、感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、資料等を活用して感染症対策に関する指導を進めます。また、生徒には、感染症対策用の持ち物として次のものが必要となりますのでご家庭で準備をお願いします。

【各自に必要な持ち物】

清潔なハンカチ・ティッシュ、マスク、マスクを置く際の清潔なビニールや布等

2. 基本的な感染症対策の実施

（1）感染源を絶つこと

①発熱等の風邪の症状がある場合等には登校しないことの徹底

毎朝、各ご家庭において検温を含む健康観察をお願いします。発熱等の風邪の症状がある場合には、生徒も教職員も、自宅で休養することを徹底します。この場合、生徒の指導要録上は、「欠席日数」とせずに、「出席停止・忌引等の日数」とします。

②登校時の健康状態の把握

登校時、生徒の検温結果及び健康状態を把握します。家庭で体温や健康状態を確認できなかった生徒については、登校時、教職員が 検温及び健康観察等を行います。

（2）感染経路を絶つこと

① 手洗い

接触感染の仕組みについて生徒に理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導するとともに、接触感染を避ける方法として、手洗いを徹底します。様々な場所にウイルスが付着している可能性があるので、外から教室等に入る時やトイレの後、給食（昼食）の前後 など、こまめに手を洗うこと。手洗いは 30 秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗います。また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないように指導します。手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いられるものですので、基本的には流水と石けんでの手洗いを指導します。

② 咳エチケット

咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使うなど、「咳エチケット」指導を徹底します。

③ 消毒

教室やトイレなど生徒が利用する場所のうち、特に多くの生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清拭します。用具や物品の共用を避けることができれば避けるようにしますが、消毒できるものについては消毒を行い、使用後には手洗いをするように指導します。

（3）抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけるよう指導します。

3. 集団感染のリスクへの対応

（1）「密閉」の回避（換気の徹底）

換気は、気候上可能な限り常時2方向の窓を同時に開けて空気が通るようにします。体育館のような広く天井の高い部屋であっても換気に努めるようにします。エアコン使用時においても換気は適切に行います。

（2）「密集」の回避（身体的距離の確保）

人との間隔は、できるだけ2メートル（最低1メートル）空けることとし、可能な限り身体的距離を確保することとします。施設等の制約から1メートルの距離を確保できない場合には、できるだけ距離を離し、換気を十分に行うことや、マスクを着用することなどを併せて行うことより「3つの密」を避けるよう努めます。

（3）「密接」の場面への対応（マスクの着用）

①マスクの着用について

学校教育活動においては、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じうることから、飛

沫を飛ばさないよう、生徒等及び教職員は、基本的には常時マスクを着用することとします。ただし、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すこともあります。その際は、換気や生徒等の間に十分な距離を保つなど配慮します。また、体育の授業においては、運動時のマスク着用による身体へのリスクを考慮して、マスクの着用は必要ありません。

②マスクの取扱いについて

マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外し、手指にウイルス等が付着しないよう、なるべくマスクの表面には触れず、内側を折りたたんで清潔なビニールや布等に置くなどして清潔に保ちます。マスクを廃棄する際も、マスクの表面には触れずにビニール袋等に入れて、袋の口を縛って密閉してから廃棄することとし、指導を徹底します。

4. 教職員の感染症対策

教職員においては、生徒と同様、「2. 基本的な感染症対策の実施」を参考に、感染症対策に取り組むほか、飛沫を飛ばさないよう、マスクを着用します。また、毎朝の検温や風邪症状の確認などの健康管理に取り組むとともに、風邪症状が見られる場合は、自宅で休養します。

5. 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について

(1) 各教科等について

各教科における「感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動」として、以下のような活動が挙げられます。

- ・ 各教科等に共通する活動として「生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・ 理科における「生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・ 音楽における「室内で生徒が近距離で行う合唱及びリコーダー等の管楽器演奏」
- ・ 美術における「生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・ 技術・家庭における「生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・ 保健体育における「生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

上記の「感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動」については、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することとします。

(2) 部活動

可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行います。

- ・ 運動不足の生徒もいると考えられるため、生徒の怪我防止には十分に留意します。また、生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自

宅で休養するよう指導します。

- ・ 活動時間や休養日については、十分留意し、無理のないよう配慮します。
- ・ 体育館など屋内で実施する場合は、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底します。
- ・ 特に、屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は避けることとします。
- ・ 用具等については、必要に応じて消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしないことを徹底します。
- ・ 運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じます。

（3）給食

給食の配膳を行う生徒及び教職員は、手洗いを確実にを行います。また、生徒全員の食事の前後の手洗いを徹底し、会食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの対応をとります。

（4）清掃活動

清掃活動は、換気のよい状況で、マスクをした上で行うようにします。掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いをを行うようにします。清掃後の手洗いがしっかりできるように、10分間の手洗いのための時間を清掃後に設定します。

（5）休み時間

休み時間中の生徒の行動には、教員の目が必ずしも届かないことから、生徒本人に感染症対策の考え方を十分理解させるとともに、地域の感染状況及び学校の状況に応じて、「新しい生活様式」を踏まえた指導を徹底します。

（6）登下校

登下校中については、校門や玄関口等での密集が起こらないよう指導します。

（7）学校内で体調不良者が発生した場合の対応

学校内で、発熱等の風邪症状が発生した場合には、当該生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導します。なお、学校にとどまる必要がある場合には、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をします。